

令和7年度における七尾市発注工事の前金払の特例措置について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、地方公共団体発注工事に係る前金払について、その支払いをなす範囲が拡大され、令和7年度においても引き続き取扱いが継続されたことを受け、市発注工事の代価の前金払の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めました。

なお、前金払の用途を拡大する特例措置について、令和7年度より恒久化されました。

※中間前金払及び設計等業務委託に関する前金払については、本特例措置の適用対象外です。

【特例措置の内容】

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に、前払金100分の25までを充てることができるものとします。

【特例措置の適用対象】

特例措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金とします。

【特例措置の運用手続きに必要な変更契約】

特例措置の適用を希望する場合は、別紙変更契約書2部（1部に収入印紙200円分を貼付）を七尾市監理課契約グループまで提出してください。（前払金の払出しを受ける際に必要です。）

（事務担当）

七尾市監理課契約グループ

TEL0767-53-1118